日本行政書士会連合会 ヒアリング資料

司法制度改革推進本部 意見募集担当者 殿

日本行政書士会連合会 会 長 宮 内 一 三

「総合的な ADR の制度基盤の整備」に関する意見

行政書士は専門資格者として許認可等申請や権利義務・事実証明に関する書類の作成を行うとと もに、依頼者から相談を受け、指導にあたったり、官公署への申請手続や民民間の契約書類の作成 などを代理人として行っております。

今回の意見募集にあたり、次のような意見を申し述べますので参考とされるよう、お願いいたします。

1.基本的事項について

(意 見)

基本的にADR検討会の議論の方向性に賛意を示すものである。ADRの基本理念や健全な発展における方向付けのため、次の点を付言したい。

- ・日本におけるADRの多様で発展的な成長を期待するものであり、ADR基本法がADR規制法になってはいけない。
- ・(論点3)(論点4)については賛成。
- ・(論点6)私的自治の原則から、紛争関係の解決についても、手続、内容の両面に亘る当事者間の合意を基礎とした自主的解決を中心に考え、これをADRに関する施策の基本理念として、国からの関与、規制については緩やかにすることが、ADRの自主的発展につながると考える。
- ・ただし、いたずらに当事者の不利益を招来することのないよう、主宰者の人的担保の整備に努める必要がある。
- ・(論点6) ADRの担い手の確保育成は大切。

- ・また、国民に対する制度の広報を十二分に行うことにより、当事者が自己責任で利用の選択が可能となるような方向付けをしていくことが望まれる。
- ・(論点9)私的自治のもと、国民の自主的解決が原則であり、ADRの自主性の尊重と共に、弁護士法72条の柔軟な対応が必要である。

国民にADRの必要性を認識できるように広報し、各手続の情報提供をすることにより、ADRの活用化ができるものと考えられる。

追加(論点1) 行政処分に係わる紛争については、ADRに含めることが必要。行政手続、行政処分に関する国民の要望、要求は少なくない。公平な見地でADRを中心に国民のニーズを処理することが、よりよい行政手続に繋がるものと考える。

日常業務として、行政手続を扱う行政書士として日々国民の声を痛感していることから、民間型の行政手続ADRの法制化をお願いするものである。

追加(論点2)(論点5) 相談手続は、ADRの入口となる手続として重要。健全な発展が必要。相談窓口を広く国民に開放し、周知することにより、紛争処理へのスムーズな導入としてADRの活用が見込まれる。

2.一般的事項について

(意見)

基本的にADR検討会の議論の方向性に賛意を示すものであるが、ADR機関・主宰者に関して次のような要望を付言したい。

- ・「1.基本的事項について」で述べた主宰者の人的担保の整備という観点から、公的資格者の参画を前提とすること。ADR機関・主宰者の一定の義務違反に対しては資格剥奪も可能とするような制度が望ましい。
- ・(論点12) ADRの信頼確保からも、質の高いADRの担い手の確保は大切。

3.特例的事項について

(意 見)

- 1)時効の中断について
- ・時効の中断については原則認めるべきである。
- ・(論点19)時効中断を認めることは、ADRの実効性を確保するため必要と考える。
- ・(論点20) ADRの適格性に関する要件を厳格に考えると、手続が煩雑になると考えられる。

2)執行力の付与について

- ・執行力の付与については原則認めるべきである。
- ・(論点21) 執行力の付与について、ADR以外の和解との関係等もあり、裁判所等の介在無く付与することがよいのか問題があるが、やや厳格な要件のもとに、限定的に認めていくことが、ADRの実効性と、裁判手続との調和をはかれることとなる。

3)調停前置主義の不適用

- ・ADRで和解が調わなかった場合には、裁判所の調停を経なくても訴訟提起できるよう、民事調停法等の特例を設けることが望ましい。
- ・(論点23)現行法上、裁判所の判断で、調停前置しないということもできるが、一つのルールを作っておいた方が、ADRから裁判手続へと紛争処理がスムーズに流れるものと考えられる。

4)訴訟手続の中止

- ・訴訟手続を中止することについて当事者双方の同意が在るとの要件を満たすこととし、中止決定を裁判所の自由裁量に委ねるのがよい。
- ・(論点 2 4) 賛成
- ・(論点25)一定の要件のもとに特例を認めることが、ADRと裁判所との連携ということからも、ADRの効率的利用ということからも良いと考える。

5)専門家(隣接法律専門職種等)の活用

- ・ADR主宰者は公的資格者の参画を前提とするべきである。
- ・(論点29)特例を設けなければ、弁護士のみしかADRを主宰できないこととなり、また、個別に正当業務行為として違法性が阻却されても、弁護士以外の者が安心してADRに携われないこととなり、ADRの発展性はない。
- ・(論点31)一定の公的資格者がADRを主宰する場合、不適格要件に該当する者を除く ことはよい。入口を緩めることにより、この不適格要件を多少厳格に事後チェック型と していくことがADRの活性化に繋がると考える
- ・代理人としての専門家の活用についても主宰者と同様、公的資格者の参画を前提とするべきである。
- ・主宰者及び申立人、被申立人の代理人として隣接法律専門職種を活用する旨、ADR基本法に規定されたい
- ・(論点33)主宰者及び代理人につき、個別に検討する方法は、物理的に困難が伴うことが予想されるため、弁護士法第72条の例外となる専門家やADRの分野についての基本的規定を盛り込んでおくことが、よりADRの活性化に繋がるものと考える。

この点については、弁護士法第72条の適用除外を認める特例規定はADR基本法の中

に規定するとともに、各個別法での対応と合わせて規定することが望ましい。その対象範囲は「専門的知見を有する者」や「専門的知見を活かしうるADR」などが考えられるが、具体的には公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁理士といった法律系の資格者、医師、歯科医師、技術士、カウンセラー、建築士、測量士、その他技術系の専門家、法人その他の団体の当該業務担当者などADRで機関の許可を得たもの、また、消費者生活に関する専門的知見を有する相談員が行う消費者問題に関する相談業務や苦情処理業務などとし、各々弁護士法第72条本文を適用しないことを明定することとしてほしい。

また、その対象業務は、ADR手続(あっせん、調停、仲裁等)の代理、相対交渉による和解の代理、相談業務を行うことができるものとしてほしい。ただし、ADR機関でもよいか否かという議論が生じると思われるので、「公正かつ適確に行うことができると認められる」といった案件が充足されないときは、弁護士法第72条の適用があることとすればよいと思われる。

ちなみに、行政書士会においては、著作権紛争を中心に、交通事故紛争、相続紛争、 建築紛争等の研究、研修が進んでいる。

6) ADR適格性の公的事前確認制度について

- ・ADRの多様で発展的な成長を期待する立場から、公的事前確認制度には否定的であり、たとえ制度を 設けても実効性の乏しいものになると考える。
- ・(論点35)事前確認方式をとることによって、ADRの自主性が阻害されることが考えられることから、他の方法を検討すべきである。

以上